

福井小水力利用推進協議会設立総会

日 時 2012年7月1日(日) 16:00~17:00

場 所 福地域交流プラザ「アオッサ」6階607室
(福井市手寄1丁目4-1 0776-20-6101)

次 第

開 会

1. 議長選出について

2. 議 事

(1) 規約について・・・・・・・・・・資料1

(2) 役員選出について・・・・・・・・・・資料2

(3) 2012年度事業計画について・・・・・・資料2

(4) 2012年度事業予算について・・・・・・資料2

(5) その他

3. 会長あいさつ

4. 議長解任

閉 会

メモ

福井小水力利用推進協議会規約（案）

（名 称）

第 1 条 この会は、福井小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第 2 条 協議会は小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（本 部）

第 3 条 協議会は、本部を福井県福井市問屋町 2 丁目 19-2 に置く。

（事 業）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (3) 小水力等を利用した地域づくり活動への支援
- (4) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (5) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第 5 条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。
 - (1) 個人会員 年会費 2,000 円
 - (2) 団体会員 年会費 5,000 円
- 3 全国小水力利用推進協議会の会員で本協議会に入会を希望するものは年会費を免除される。

（理 事）

第 6 条 理事は、理事会を組織し本会の会務を議決し、執行する。

- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は 5 人以上 20 人以内とする。

（会 長）

第 7 条 会長は協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 会長は理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1 期を 2 年とし、連続して 3 期までとする。

（副会長）

第 8 条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は 1 人以上 4 人以内とし、理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は 1 期を 2 年とし、再任を妨げない。

（監 事）

第 9 条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
- 5 監事の人数は 1 人以上 3 人以下とする。
- 6 監事が会長・理事を兼務することはできない。
- 7 監事は協議会の会計を監査し、総会に報告を提出し承認を得る。

（顧 問）

第 10 条 協議会は顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は会員である必要は無い。

(総会)

第 11 条 総会は会長が主催する。

- 2 会長は毎年 1 回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に随時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(理事会)

第 12 条 理事会は会長が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(事業年度)

第 13 条 協議会の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(会計)

第 14 条 協議会の運営費には会費または寄付金その他をもって運営する。

(班)

第 15 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な班をおくことができる。

- 2 班に班長をおく。班長は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 班長は理事会に出席し、その所管する事項について報告し、意見を述べることができる。
- 4 班員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 5 班員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 6 第 5 項の規定にかかわらず理事会決議または総会決議によって班員を罷免することができる。

(事務局)

第 16 条 協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局長は会員の中から理事会が任命する
- 3 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 4 事務局員の任免は理事会が行う。

(入会・退会・除名)

第 17 条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。会長は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

第 18 条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 個人会員の本人が死亡したとき
 - (2) 団体会員である団体が消滅したとき
 - (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

第 19 条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(規約の変更)

第 20 条 本規約を変更するためには、総会において出席会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成による議決を要する。

(解散)

第 21 条 協議会の解散は、総会において会員総数の 3 分の 2 以上により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 22 条 協議会設立時の会長および副会長は、第 7 第 2 項および第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

- 2 この規約は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

役員候補（案）

（敬称略）

理事	有賀 祥夫		理事	増田 頼保	
理事	菊沢 正裕	会長	理事	浮田 隆之	
理事	高嶋 義和		理事	水上 聡子	
理事	竹内 良治		理事	皆川陽一郎	副会長
理事	田嶋 哲雄		理事	山口 昌英	
理事	辻 一憲		理事	吉川 守秋	
理事	中川 伸二		理事	吉田 裕則	
理事	西岡 哲平	副会長			
理事	藤沢 憲治		監事	石本 豊昭	
理事	藤原 一功		監事	吉村恵理子	

事業計画（案）

事業名	概要
情報提供・広報	全国小水力利用推進協議会発行のニュースレター、同運営委員会発信の小水力情報の提供、全国や福井の小水力関係のイベントの案内
情報サイトの運営	情報サイト（f-water.org）の立上げ、MLの設定、情報サイトの整備
事例研究会の企画・実施	事案（小水力導入の候補地）について事業の適否、事業の内容、候補地の視察、事業推進の方法について専門家を交えて研究する。
講演会、見学会の企画・実施	会員の希望や、水力協の情報等をもとに、講演会や見学会を企画・実施する。
交流事業	全国小水力利用推進協議会主催の会議（サミット、地方協議会の交流会）に会員を派遣する。

予 算（案）

収入の部

項目	予算額（円）	備考
会費収入	105,000	2000円×40人、5000円×5団体
委託金、補助金等	100,000	
事業収入	40,000	講演会、見学会等の資料代 500円×80回・人
合計	245,000	

支出の部

項目	予算額（円）	備考
総務費	33,000	事務経費 15,000、通信費 13,000（ニュースレター等送付） ウェブサイト管理費（レンタルサーバ）等 5,000
会費	12,000	全国水力協個人正会員：入会金 2,000 年会費 10,000
事業費	120,000	研究会、講演会、見学会（調査備品、会場費、謝金等）
旅費	80,000	全国水力協主催の会合への旅費支援 20,000×4回・人
合計	245,000	